

Info

3

## 「令和4年度特定行政書士法定研修」の御案内

令和4年度の「特定行政書士法定研修」（行政書士法第1条の3第2項に規定する研修）を以下のとおり実施することとしていますので、御案内いたします。

令和4年度の講義は、令和3年度に引き続き、中央研修所研修サイトでのビデオ・オン・デマンド（VOD）方式で実施いたします。詳細につきましては、本誌4月号及び本会ホームページに募集要項を掲載いたしますので、御確認をお願いいたします。

**趣 旨** 本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、考査において基準に到達することにより特定行政書士となります。

**受講資格** 行政書士（申込時点において、行政書士名簿に登録されている者）

**研修内容** 以下の＜講義＞を所定の期間内に所定時間受講し、＜考査＞において基準に到達することをもって修了となります。

＜講 義＞令和4年8月上旬から9月中旬までの受講期間内に、各自で中央研修所研修サイトにアクセスし、指定の講座を受講していただきます。

18時間 [1コマ（1時間）×18講義]

＜考 査＞令和4年10月16日（日）14：00～16：00に、所属単位会が指定する会場においてマークシート方式択一30問で実施（全国一斉開催）します。

**受講料** 8万円（テキスト代含む）

※再受講・再受験の受講料は次号掲載の募集要項を御確認ください。

**申込方法** FAXによる申込み

※申込受付後、受講料入金方法（ゆうちょ銀行への払込方法）を返信します。

**申込期間** 令和4年4月1日（金）～6月17日（金）（予定）

※再受講・再受験を希望する方についても上記期間内のお申込みが必要です。

平成26年の行政書士法改正により、行政書士は「特定行政書士」という刀を持つことができるようになりました。

侍は帯刀して侍です。しかし、むやみに刀を抜きません。刀を抜かずして目的を果たします。特定行政書士は、許認可申請の事前手続から事後手続までの全体に精通した政策法務のプロとして帯刀する法律家です。

今こそ、特定行政書士になりましょう。



# 特定行政書士 飛躍への一里塚

申請から不服申立てまで総合的にサポート、  
より良い行政の実現に寄与できるスペシャリスト  
今こそなろう特定行政書士！

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、  
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、  
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。  
行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。



- 【申込期間】** 2022年4月1日[金]～6月17日[金]  
**【受講期間】** 2022年8月初旬～9月中旬  
(中央研修所研修サイトを利用したVOD研修方式にて実施します。)  
**【考査日】** 2022年10月16日[日]  
(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で実施します。)

※詳細は「月刊日本行政」4月～6月号各号に掲載の「令和4年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士関係研修ページ」をご覧ください。

**講義科目**  
行政法総論、行政手続制度概説  
行政手続法の論点、  
行政不服審査制度概説  
行政不服審査法の論点  
行政事件訴訟法の論点  
要件事実・事実認定論  
特定行政書士の倫理、総まとめ  
**「プレ研修」は日行連ホームページ  
中央研修所研修サイトで公開中！**

VODシステムを利用した  
e-ラーニング方式で  
開催いたします！  
PC・スマホ等<sup>※</sup>があれば  
自宅からいつでも講義を  
受講することができます。

※一部サポート対象外となるブラウザ・機種がございます。あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。



日本行政書士会連合会

# 特定行政書士は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る  
許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの  
代理業務が行えます

## 難民不認定

### 出入国管理及び 難民認定法

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。

## 建設業許可申請の 不許可処分

### 建設業法

建設業許可申請を行ったところ、経営業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経営業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。

経営業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

## 産業廃棄物処理施設の 設置許可申請の不許可

### 廃棄物の処理及び 清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

